

職業安定法			労働者派遣法	
種類	有料職業紹介事業	無料職業紹介事業	学校等無料職業紹介事業	労働者派遣事業
要件	大臣の許可		大臣への届出	大臣の許可
有効期間	3年	5年	-	3年
更新期間	5年		-	5年
禁止業務	①港湾運送業務 ②建設業務 ③省令で定める業務	制限なし	制限なし	①港湾運送業務 ②建設業務 ③警備業務 ④医師・歯科医師・看護師等の行う医療関係業務（紹介予定派遣をする場合を除く）
責任者	必要（職業紹介責任者）		不要	必要（派遣元責任者・派遣先責任者） ・派遣元事業主は派遣元管理台帳を作成し、3年間保存しなければならない。 ・派遣先は、派遣先管理台帳を作成し、3年間保存しなければならない。 ・派遣先の労働者数（派遣労働者を含む）が5人を超えないときは、派遣先責任者の選任及び派遣先管理台帳の作成は不要。
定義	<p>「職業紹介」 求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。</p> <p>「労働者供給」 供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。</p> <p>「職業紹介事業者」 厚生労働大臣の許可を受けて、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者をいう。</p> <p>「労働者供給事業者」 労働者供給事業を行う労働組合等をいう。</p>			<p>「労働者派遣」 自己の雇用する労働者を、雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。</p> <p>「紹介予定派遣」 労働者派遣のうち、派遣元事業主が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、派遣労働者及び派遣先について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、派遣労働者が派遣先に雇用される旨が、労働者派遣の役務の提供の終了前に派遣労働者と派遣先との間で約されるものを含むものとする。</p>
その他	求人の申込み	原則	公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求人の申込みはすべて受理しなければならない。	<p>・派遣元事業主は、関係派遣先に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合（一の事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の関係派遣先に係る派遣就業に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のすべての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合をいう。）が100分の80以下となるようにしなければならない。</p> <p>・派遣元事業主は、次の①・②に掲げる派遣労働者に対し、所定の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>①雇用する有期雇用派遣労働者であって派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して1年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（「特定有期雇用派遣労働者」という。）</p> <p>②雇用の安定を図る必要性が高いと認められる者として厚生労働省令で定めるもの又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者であって雇用の安定を図る必要性が高いと認められるものとして厚生労働省令で定めるもの（「特定有期雇用派遣労働者等」という。）</p>
		例外	①申込みの内容が法令に違反するとき ②申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるとき ③求人者が労働条件の明示をしないうちは、その申込みを受理しないことができる。	
	求職の申し込み	原則	公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職の申込みはすべて受理しなければならない。	
		例外	①申込みの内容が法令に違反するとき は、これを受理しないことができる。	
<p>・何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。</p> <p>・何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によって、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定めのある場合は、この限りでない。</p> <p>・委託募集（無料）の際は、大臣に届け出なければならない。</p> <p>・委託募集（有料）の際は、大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>・委託先への報酬額については、あらかじめ、大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>・募集受託者は、募集に応じた労働者から、その募集に関し、いかなる名義でも報酬を受けてはならない。</p> <p>・公共職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならない。</p> <p>・公共職業安定所は、学生生徒等の職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に対して紹介することが適当と認められるできる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業にあっせんするよう努めなければならない。</p> <p>・労働組合等が大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる（許可の有効期間・有効期間の更新とも5年）</p>				<p>・派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、派遣元事業主から派遣可能期間(3年)を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。ただし、当該労働者派遣が次の①～⑤のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。</p> <p>①無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣</p> <p>②雇用の機会の確保が特に困難である派遣労働者であってその雇用の継続等を図る必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める者に係る労働者派遣</p> <p>③次のイ又はロに該当する業務に係る労働者派遣</p> <p>イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定の期間内に完了することが予定されているもの</p> <p>ロ その業務が1ヶ月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の1ヶ月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数(10日)以下である業務</p> <p>④派遣先に雇用される労働者が産前産後休業等、並びに育児休業等をする場合における当該労働者の業務に係る労働者派遣</p> <p>⑤派遣先に雇用される労働者が介護休業等をする場合における当該労働者の業務に係る労働者派遣</p>